

罪に濡れた二人事件高裁判決 東京高判平成17年3月3日

- ▶ 被控訴人は、著作権法112条にいう「著作者、著作権者、出版権者…を侵害する者又は侵害するおそれがある者」に該当し、著作権者である控訴人らが被った損害を賠償する不法行為責任があるものというべきである。

侵害の主体とすることで、広く責任を認めた

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

著作権の間接侵害

- ▶ 特許権については、限定的に間接的に特許権侵害に
関与した者を特許権侵害とする規定。
- ▶ 著作権については、間接侵害の規定がない。
本来であれば間接侵害は、直接侵害と同視できる場
合にのみ認められるはず。
しかし、現在の裁判では、特許権より間接侵害を広く
認定する傾向

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

クラブキャッツアイ事件

(最判昭和63年3月15日音楽著作権侵害差止等請求事件)

- ▶ カラオケ伴奏による客の歌唱について、カラオケ装置を設置したスナック等の経営者が演奏権(著作権法22条)侵害による不法行為責任を問われた事件。
- ▶ 間接侵害者である経営者について、
 - ▶ **間接侵害者による勧誘、**
 - ▶ 間接侵害者による侵害行為の場の提供、
 - ▶ 間接侵害者の侵害行為に対する管理
 - ▶ 利益を上げるために積極的に利用する意思の要件を課した上で、**間接侵害者を侵害行為の主体と認定して、不法行為責任を認めている。**

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ナイトパブG7事件(最判平成13年3月2日 著作権侵害差止等請求事件)

- 著作権侵害行為(演奏権ないし上映権の侵害)を行ったカラオケ店にカラオケ装置を納入していたリース業者に対し、当該リース行為が共同不法行為に該当するとして、侵害行為の差止め及び損害賠償を請求した事案。
- 最高裁は、
 - カラオケ装置が侵害に用いられる危険性
 - 被害法益の重大性、
 - 営利性
 - 侵害の蓋然性に対する予見可能性
 - 結果回避可能性**を理由に、「著作物使用許諾契約を締結し又はその申込みを行ったことを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべき条
理上の注意義務を負う」と判示したうえで、この注意義務に違反したことにより損害が発生したものであるとして、リース業者の損害賠償責任を肯定した。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ファイルローグ事件

- 日本MMO(有限会社日本エム・エム・オー)が開発・公開していたP2Pソフト(ファイル共有ソフト)「ファイルローグ」が、市販の音楽CDからの違法コピーにより著作権を侵害しているとして訴えられた事件。
 - 行為の内容・性質
 - 送信可能化状態に対する管理支配の程度
 - 受ける利益
- によっては、著作権侵害の主体となると判断した。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

放送会社とベンチャー企業

- 録画ネット
 - NHKvs有限会社エフエービジョン
 - NHKの勝ち
- 選撮見撮
 - 大阪のローカル民放局VSクロムサイズ
 - ローカル局の勝ち
- まねきTV
 - NHK + キー局5社VS永野商店
 - 永野商店の勝ち 今本訴中らしい。
- ロクラク
 - NHKvs株式会社日本デジタル家電
 - NHKの勝ち

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Myuta事件の概要

- ▶ イメージシティ社は、携帯電話用のオンラインストレージを提供
- ▶ 携帯ユーザは自分のPCや携帯からアクセスして、音楽の保存、ダウンロードが可能
- ▶ サーバは、ID / PASSで他人がアクセスできないように管理している。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Myuta事件の裁判所の小活

- 複製行為が不可避
- サービスに不可欠サーバを管理支配
- ユーザソフトはサーバの認証が必要
- 3G2ファイルの複製は、原告によってシステム設計されたものであること
- ユーザが個人レベルで楽曲の音楽データを携帯電話で利用することは技術的に相当困難
- ユーザの行為は、原告の管理下にあるサーバーでおこなわれる。
複製主体をイメージシティとした。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

Myuta事件の公衆送信可能か

- 複製の主体がサーバ管理者となれば、インターネットでダウンロードさせているものもサーバ管理者となる。
- インターネット接続環境を有するパソコンと携帯電話(ただし、当面はau WIN端末のみ)を有するユーザが所定の会員登録を済ませれば、誰でも利用することができる
- 「公衆」とは、不特定の者又は特定多数の者をいうものであるところ(著作権法2条5項参照)、ユーザは、その意味において、本件サーバを設置する原告にとって不特定の者というべきである。
- 裁判所は、公衆送信可能になるとした。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

サーバ・ホームページ提供者の責任

- ▶ 具体的侵害行為があることを知りながら、サーバを放置することは犯罪か。
- ▶ 児童ポルノの世界では、犯罪が成立するとしたものがある。しかし、正犯、共同正犯、幫助といろいろである。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

不真正不作为犯とは

- ▶ 何もしていないことが犯罪であるとされる場合。
- ▶ ありとあらゆる不作为が犯罪になるわけではない。
- ▶ 作為義務 + 作為との同価値性が要件とされる。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

予備知識

- ▶ 平成12年3月30日 **FLMASK事件**
- ▶ ~ モザイク解除ソフトを幫助とした
- ▶ 平成13年7月16日 **アルファネット事件**
- ▶ ~ ディスクアレイにアダルト情報を記憶したことがわいせつ図画公然陳列罪とした

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

- ▶ 第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。
- ▶ 3 この法律において「児童ポルノ」とは、写真、ビデオテープその他の物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したもの
 - 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの
 - 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するものを視覚により認識することができる方法により描写したもの
- ▶ 第七条 児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

東京高判平成16年6月23日

- ▶ カンボジアにおける風俗営業の情報交換を目的とした画像掲示板で、掲示板をチェックしていない状況で、風景写真もわいせつ画像も投稿されていた。
- ▶ 本来的には不作為犯ではないかという問題。
- ▶ 掲示板設置行為を実行行為として児童ポルノ陳列行為とした。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

名古屋高判平成19年7月6日

- ▶ 掲示板の背景画像に児童ポルノ画像を用いて、児童ポルノ画像の投稿を積極的に持ちかけていた事案
- ▶ 掲示板の開設行為について幫助とした。

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

URL事件

- 児童ポルノのサイトのURLを掲載したことが、児童ポルノ公然陳列で起訴された事案
- ハイパーリンクが犯罪かについては争いあるが、本件ではハイパーリンクはない。
- URLの記載は、http:// /ビービーエス/ と正しい表記ではない。
- 検察は、児童ポルノを掲載しているホームページであることを利用して、そのURLを掲載することは、児童ポルノのホームページを掲載するのと同じという立論

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

メールの問題

- ▶ SPAMメール
- ▶ 脅迫メール
- ▶ ワンクリック詐欺
- ▶ ウイルス
- ▶ わいせつ物頒布
- ▶ 情報漏えい事件
- ▶ その他いろいろ

ネットトラブルの 学校

copyright(C)Toshimitsu Dan
All Rights Reserved

ホームページとメールの違い

- ▶ 1対1の通信を予定している？(メーリングリスト、メールマガジンは)
- ▶ プロトコル？(SMTP、HTTP、FTP)
- ▶ ~しかし、ウェブメールとかはどうなるのか？



copyright(C)Toshimitsu Dan All
Rights Reserved

ニフティサーブ

・スパムメール送信差止事件

- ▶ 浦和地裁平成11年3月9日決定
- ▶ パソコン通信のプロバイダーがわいせつビデオ販売を内容とする電子メールをダイレクト・メールで送信する者に対しその禁止を求めた仮処分命令申立てを認めた

copyright(C)Toshimitsu Dan All
Rights Reserved

NTTドコモ迷惑メール送信禁止仮処分 事件

- ▶ 横浜地裁平成13年10月29日決定
- ▶ NTTドコモの packet 通信サービスの契約者に対して大量かつ継続的に、メールを送信したのに対して差止めを認めた事案。

PCでおこった問題は必ず携帯でも問題になる。
差止め請求は事業者の義務か？

copyright(C)Toshimitsu Dan All
Rights Reserved